
令和5年 第9回 球磨村議会定例会会議録(第6日)

令和5年12月13日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和5年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第59号 工事請負変更契約の締結について(村道第二田代線道路災害復旧工事(7月災)その2)
- 日程第2 議案第60号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第5 議案第63号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第6 議案第64号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第7 議案第65号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 追加日程第1 議案第66号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 工事請負変更契約の締結について(村道第二田代線道路災害復旧工事(7月災)その2)
- 日程第2 議案第60号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第5 議案第63号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第6 議案第64号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第7 議案第65号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 追加日程第1 議案第66号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 議員派遣について

日程第9 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	6番 犬童 勝則君
7番 嶽本 孝司君	8番 舟戸 治生君
9番 高澤 康成君	10番 田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 山口 隆雄
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薨 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	友尻 陽介君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	大岩 正明君
産業振興課長	毎床 貴哉君	建設課長	松舟 祐二君
会計管理者	犬童 和成君	教育課長	高永 幸夫君

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第59号 工事請負変更契約の締結について（村道第二田代線道路災害復旧工事（7月災）その2）

○議長（舟戸 治生君） それでは、日程第1、議案第59号工事請負変更契約の締結についてを

議題とします。

ご審議を願います。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 田代線ですので、私が。

質問ではございませんけれども、大変な工事だったと思います、あそこは。最初は入札としても取り手が無いということでしたけれども、おかげで取っていただいて、特に大型ブロックではございませんけれども、床掘りよりも法面の工事、私も30年ぐらい建設業におりましたけれども、ああいう工法は見たことがありません。ワイヤーで巻きながらのバックホウということで、私も座って少し下したところ、足が震えましたので乗り切れませんでしたけれども、大変よくできたということで、事故もなくということで、お礼を申し上げたいと思います。お世話になりました。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 建設課長にお尋ねをいたしたいと思いますが。7月災、この令和2年7月の災害復旧工事なんだろうと思うんですが、今現在、他にもまだ箇所がありますか。7月災で、まだ未着手であるとか、まだ入札をかけられないとか、かけても取られないという箇所があれば、何箇所ぐらいあるか、ちょっと教えていただければと思いますけど。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 未着手という現場はございません。現場においては契約済みでありまして、今年度3月まで終わらせなければいけない現場が、あと2か所ございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり決定されました。

日程第2. 議案第60号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、議案第60号球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とします。

ご審議願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。総務課長にお尋ねをしたいと思っておりますけども、今回、在宅勤務等の手当が新設ということでご説明を頂きました。今現在、そういう方はいらっしゃるということもございますけども、月に平均10日以上された方に勤務を命ずるということになっておりますので、こういった場合を考えられるのか、また、これから規則をつくられるんだろうと思うんですけども、在宅でお仕事をされる方の確認と申しますか、どういうのを考えておられるのか、考えがあればお聞きをさせていただきたいと思っておりますけど。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） この在宅勤務に関しましては、感染症等の拡大等によりまして、オンライン等で勤務をされる方等がございました。こういった場合にというようなところでもあろうかと思っておりますけども、実際、今、感染症につきましては5類に移行しましたので、村での考えとすれば、そういった形での在宅勤務はまだないのかなというふうには思っておりますけれども、今後こういったケースが出てくるのか、そういったところは見極めながら対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） はい、分かりました。

今後、規則等々で決めていかれるんだろうと思うんですけども、職員がこういうのが新設されれば、それも勉強されていかれますので、しっかりと規則あたりで勤務状況がどうなのかという、在宅勤務されますので、そういうのもしっかりと考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今回の条例の制定については、国の働き方改革等々に基づいて、いろいろな働き方に基づいて、その方々に対して、その評価に対して支給するというもの、それと同じように一般職と同様に働いていただきたいというのが根底にあると思っております。

球磨村におきまして、この一般職の職員の給与の改定並びに今回の任期付職員ですけれども、役場に任期付職員が多数おられますけれども、やはり仕事をやるということで考えますと一般職と任期付職員は同等の立場、同等の考え方で働いていただきたいというところがあると思っております。しかしながら、その分類がされておりますので、そこに関してどのような対策と申しますか、対応と申しますか、考え方をもちかをお尋ねいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） まず、一般職につきましては、これまで採用してきたとおりで、それぞれの人事異動に伴いまして、多くの部署を経験するようなことになろうかと思えます。任期付職員の方につきましては、ある程度の専門的な知識業務等を兼ね備えた方を採用というようなことでしております。

今回、一般職につきましても、若年層を中心に月齢給与の改定をされております。任期付職員の方につきましても、やはり専門的な知識をお持ちですので、そういった形で月齢給のアップを、今回改正ということで条例のほうを制定させていただくところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 一般職の職員の方、役場に入庁されますと、その職員が得意とする分野も参考にしながら職員の配置はされており、その後、三、四年たちますと、また次の部署に行って新しい経験をして、村全体に関わる事業について力を発揮していただくというようなことになっておるわけなんですけども、たくさんの方にいろいろ仕事をしていただいて経験を積んで、多くの職に就いて力を発揮していただきたいというところが、まず、あると思えます。

任期付職員については、今、総務課長からありましたとおり、やはり専門性を持っている、技術的なことも含めて、そういう方々が力を発揮していただくというような立場だろうかと思えますので、一般職と任期付職員が、立場の違いこそあれ、仕事の内容の分類があつたにせよ、球磨村役場職員として活躍をしていただかねばならないと私は思っておりますけども、村長、そのところ、何かお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、総務課長からもありましたように、任期付職員は、今のところ、専門的な知識を持っている方でありまして、いろいろな方が入ってこられますけども、正職といいますか、一般職で入ってきた人達というのは、やっぱり異動してまいりますので、今、村では、最初の入ってから10年間ぐらいはいろんな課を回っていただくということで、3年ぐらいで異動させるというような方向で考えておりますけども、その後というのは、しっかりその人の適性といいますか、そういうのを見極めた上で、しっかり配置というのをしていかなければいけないと思っております。その中で足りない部分というのを任期付職員に担っていただくというような考え方もあるのかなと思っておりますので、そういったところは、しっかりそのときそのときで考えながら配置等をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんの

で、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第61号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第61号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第62号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第62号令和5年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 総務課長に全協でもご説明いただいたんですが、私が質問の仕方が悪かったのかと思いますけども。12ページに、今度、木造仮設住宅の改修工事ということで4,600万を計上してあります。この中身については分かったんですが、私が言いたかったのは、当初予算で9,900万組んであるんですね。11月に契約と発注をされているものですから、その契約の内容を教えてくださいということで、この前、全協の中ではご質問したつもりですけども、そのときに手元に資料がないからということでございましたので、その契約の内容を教えてくださいいただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 申し訳ございません。全協のときには手持ちの資料を持ち合わせておりませんでしたので、今回持ってきました資料によりまして、ご説明させていただきます。

今回の契約につきましては、グラウンド仮設団地の芝生広場側の仮設住宅の改修工事でございます。

これにつきましては1号棟から6号棟までございますけれども、これまでのアコーディオンカーテンとかございましたものを建具に取り替えたりする工事でございます。それぞれ種類がございます、1DK、2DK、3DKとございます。それぞれに洗面脱衣室でありますとか、トイレ、洋室、和室等の開き戸、間仕切り等を建具に改修することとしております。

それから、当初、計画はしておりませんでしたけれども、県あるいは業者等との協議を進める中で、現在、板で外壁をしてありますけれども、ここをサイディング仕様に変更することとしておるところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それで総務課長、11月に発注、契約をしているんでしょう。それが、金額が幾らであったとか。相手方が仮設を、どこか言われたですよ、仮設住宅を造ったときの。その金額なんです。9,900万のうち、全て9,900万しているのか。分かるんです、契約の中身といいますか、工事の内容は分かるんですけども、そこをお聞きをしているんです。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 契約につきましては、4,209万1,500円のところで契約をさせていただいております。

業者につきましては、言われましたとおり、これまで仮設住宅の建設をしていただいて、県とリース契約をされておりました業者のほうと契約をさせていただいているところでございます。

（「それ、どこ」と呼ぶ者あり）エバーフィールドさんです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 分かりました。9,900万のうち4,200万について、今、契約をされているということで、また今度、この補正予算が通りましたときには、そこでまた追加の工事ということになるんだろうと思います。

すみません、私も勉強不足で。県の仮設住宅を、村が譲渡をされました。譲渡をされましたですね。今まで県のを、今度工事をしますので、村に譲渡をされたと思うんですけども、この譲渡に関して、議会の議決に付すべき条件等々がございますけども、譲渡に関して、これは要らないんですかね。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今回、県のほうからは無償での譲与を受けたところでございます。

実際、譲渡を受けるときに、その予定価格等を示しまして、財産等を譲り受ける場合、その金額が700万以上ということであれば、議会に付すべき案件かというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今、総務課長がおっしゃるのは、取得または処分に関する条例ということでおっしゃいました。

ですが、この譲渡ですよ、譲渡。譲渡されましたときに、その承認、議決とか、財産の取得になるかと思うものですから、そこが要るのか要らないのか。これはあくまでも不動産もしくは動産の買入れもしくは売却ということ、今言われているのは無償だから要らないということ、解釈をしてよいですかね。ということですね。はい、分かりました。

それと、9,900万のうち4,200万、また今度4,600万を追加されて、来年度、令和6年9月頃に完成するところがあったですよ。そのときに債務負担行為を起さなくてもいいんでしょうか。今度4,600万円必要なんですよ。令和6年度の9月に工事が完了するということでご説明されたときに、この予算案をつくるときに債務負担行為等々はしなくてもいいんですかね。一般家庭でいえばローンを組んでするというのであれば、債務負担行為が必要ではないかと思えますけども、私も勉強不足ですみません。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今回、補正をさせていただいた後、予算が可決されましたならば、この後グラウンド側の改修工事を進めてまいるところでございます。これにつきましては予算内の契約になるかと思えますけれども、繰越事業として、繰越予算で計上させていただければというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 同じく予算書の12ページのところでございますけれども、災害対策費ということで、私は前の一般質問のところでもお伺いしたところではありますけれども、渡総合運動公園施設整備計画業務委託料ということで2,100万を計上してありますけれども、提案理由を読みましたときも、運動公園内の施設の基本計画に合わせて施設の設計費を計上するとともに、遊水地予定地内の公園整備に関わる基本設計業務委託ということで計上してあります。

この前の一般質問のときの答弁として、場所的にどうなのかなと思ひまして質問したところ、答弁としては運動公園一帯ということで、場所までははっきりしていない、未定であるというお

答えを頂きました。

施設設計の委託の計上でもありますけれども、施設の場所ははっきりしていないかもしれませんが、どのような施設の構想を考えておられるのか、建物の設計ですね。そのようなことは構想は描いておられるのかということと、あわせて運動公園一帯という説明がありましたけれども、一帯の中にあるさくらドームのこれまでに、これからに対する意味、役割についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 一般質問のときにもご質問いただきました。

まず、渡総合運動公園の今回の補正でございますけれども、敷地的には運動公園、今ありますさくらドーム、それからその横の仮設住宅とグラウンドと芝生広場と、その奥の駐車場等一帯を考えているところですが、これにつきましては、建物等につきましては一般質問等でもお答えしましたように防災拠点というような形で、それが避難所だけをということではなく、いろいろな多目的に使えるような施設というふうに考えておりますが、そのグラウンド一帯内でどこに配置したほうがいいのか、そういったところも今度の基本計画のほうで策定を頂くというようなことにしております。

ただ、基本計画の中でいつまでにということもまだ決まっておられませんけれども、この事業につきましても、ある程度期間を要すると思われますので、実際、繰越しでの事業になるかというふうに思っております。建物等、こういった中身といいますか、こういった設備といいますか、そういったものにつきましては今後検討しますけれども、今考えているところでは、村長も答弁しましたように、グラウンドのほうにつきましては防災広場的なことと、建物につきましては避難スペース、あるいは会議室、備蓄倉庫と、あとシャワー室等、そういったものがないかというところで検討しておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 施設の中身ということは、まだはっきりはしていないのかなと思いますけれども、あくまでも防災の拠点となるような施設の内容という建物を構想としては持っておられるということで理解しておいていいですね。

それともう一つ、先ほど申しましたさくらドームの今まで担ってきた役割とか意味、そしてまた今後についてはどのように思われますか。防災の一時的な避難所とか、そういうことも災害時ではありましたけれども、今度は防災拠点として、そういう施設を造られるという話が出ておりますけれども、さくらドームの今までの意味とか役割、そして今後についての考え方を、何か思いがあればお聞かせください。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、議員が言われるように、さくらドームが今まで担ってきた役割というのは、特に高齢者の皆様方のゲートボールの場所でありますとか、もちろん、令和2年の災害のときには一時的な避難所であるとか、多岐にわたっているいろんなことに活用させていただいたところでございます。

今回、この業務委託料の中で、そういったところもしっかり検討させていただいて、そして、もちろん必要なものだと思いますので、運動公園の中で、そういう設計する中でやっぱり違うところ、ここでそのまま維持することができないということになれば、例えば渡の小川地区でありますとか、そういったところに移転といいますか、そういったこともしっかりと考えていかなければいけないんだろうと思います。

ただ、すぐすぐ始まることではないので、すぐ壊してどうのこうのではなくて、しっかり次の場所を確保した上で、解体するのであれば解体というふうな形になるのかなということ、今考えております。

ですから、繰り返しになりますけども、さくらドームの機能はしっかり、今後とも、場所は変わるにしても、どこかで維持をしていくというような形にできればと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 最後の、あと1回です。質問します。

今、村長からも答弁いただきました。前々から、このドームに関しては議員の間からもいろいろな話が出てきていた問題でもあります。そのようなこともありますので、しっかり、これからの対応を考えていってもらいたいと思っております。

一般質問でもありましたけれども、広さ的な質問も出ておりました。そういう拠点となる場所のことでございますので、施設とか広さとかドームの活用とか、そこら辺は今後の取組として、防災拠点でございますので、しっかりと計画を練っていただいて、よろしく対応をお願いしたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 東議員の先ほどの12ページ、都市防災総合推進事業補助金を使って総合運動公園内の施設の配置基本計画ですよね。それに伴う永椎議員の木造仮設住宅の改修工事分、追加補正額4,600万ですね。これは、人吉市の同業者に同様の改修工事が行われる予定であるため、早期に完成した場合にどうのどうのと。改修工事は令和6年3月から4月、グラウンドの3列目の改修工事費用とかいろいろなものをするのに。流れ的にどういう流れになるのかがちょっと分からないですけど。改修工事をします、今ある建物の、改修工事をしますよね。配置基本計画があって、配置が変わった場合には、また変えるわけですよね、場所を。仮設住宅

の配置も含めた基本計画ですよね。これ、流れるにどんな形になっているんですかね。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 仮設住宅も含めたところで一帯を配置計画をしますが、村有住宅、今回改修の予定をしておりますところにつきましては、芝生広場とグラウンド側の3列目までのところで今予定が決まっているところなんですけれども、その先、4列目、5列目ありますけれども、そういったところを今後の移住・定住政策にも関連していきますけれども、そういったところで必要となれば残すとか、あるいは移築するとか、そういったことにもなるかと思えます。

さらに仮設住宅、今回、村有住宅として設置しますところとグラウンド側等につきましては、ある程度の区画の整理が必要かと思っております。区画の整理といいますか、フェンス等で仕切るとか、そういったものが必要になるかと思えます。それが4列目になるか5列目になるか、今の3列目でとどまるかということによっても変わってきますので、そういったところを計画していくこととなります。

ですから、村有住宅につきましては計画どおりに、今回補正を上げました3列目までにつきましては計画どおり、補正予算のほうを可決いただきますと、明けてから準備等に入るところとしております。

基本計画につきましては、先ほど申しましたように繰越し、ちょっと期間を要すると思えますので、そういった工事等が進められていることも考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） じゃあ、この配置基本計画の中には、今回改修工事をする3列目までは配置を変えないということですね。

ほかにも、合併浄化槽も見直し設置に増額が見込まれるということとなっております。この合併浄化槽は、その3列目までの分の合併浄化槽及びさくらドームグラウンドですね。ここに関しては配置基本計画には、ここはもう入らない。でも、先ほどの答弁は、そこも含めた中での配置計画と恐らく言われていますけど、ここは、どうなんですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 建物等の配置には入りません。もちろん、そこにはもう村有住宅として出来上がるわけですので。

ただし、その敷地内の整備をする上で、村有住宅に通じますところの道路であったり、そういったものも必要になるかと思えます。そういったところで、住宅はそこにあるんですけれども、そういった外構とかの整備、そういったものも必要になりますので、面積的にはその一帯というようなことで考えております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今後、配置基本計画を作成をしていかれると思いますが、基本的な考えとして、村長が描く防災拠点の在り方ですね。要は、令和2年7月4日に大災害があって、あそこでヘリであったりとか、できたわけですよね。それを踏まえ、災害に強い村づくりというふうにこれまで言い続けてこられて、その機能が縮小するということ自体、ナンセンスなんですよ。

それ以上に強固に、災害に強い村作りをするならば、きちっとした形で、あの災害にも耐え得る。これの答弁、今までヘリが降りないと、これは広域に協力支援をして隣接する市町村にという答弁をされていますけども、そもそも規模が縮小するような防災拠点になること自体、村の防災力強化なんてあり得ない話なんですね。

そこら辺、これまで言い続けてきて、本来はそれ同等、あるいはそれ以上の防災拠点を構築するのが村の役目だと私は思うのですけれども、どうなんですかね。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

高澤議員が言われるような防災拠点という考え方もあるかと思いますが、私達は、あの広さがなければ防災拠点ができないかといえば、それはちょっと違って、前回も、昨日もちょっと答弁の中で言わせてもらいましたけども、令和2年の災害のときにはあそこが本当に防災の拠点になって、自衛隊、警察、全ての方々があそこに集まっていたいて、あそこが本当に1つの基地となって、救助活動、その他いろいろしていただきました。そういった部分では、本当に防災拠点、その後の活動の拠点として役割を担ったと思いますけども、そういった拠点は今の球磨村の中では、すぐすぐ造ることはできません。

ですから、そういうのも必要というのは私も考えますけども、今一番しなければいけないことをしていくというのが、今の私の考えでございます。ハード面はどうしても時間がかかりますので、そういった、今、高澤議員の言われるような部分というのは、やっぱり時間をかけてしっかりと造っていかねばいけないと考えております。

今回、あそこに造る予定であります——先ほど総務課長が言いました——避難ができるような施設、それと併せて多機能な、いろんなことに使えるような施設ができれば、避難所として十分活用できるのかなと思っております。前回の災害では、球磨村の中にすぐすぐ避難所はできませんでした。全て村外の避難所に避難をしていただいたような状況でございますので、それだけでもかなり前進するのではないかと考えております。

ただ、それで終わりではなくて、先ほども言いましたように、今後しっかりと、そういった拠点としての機能をさらに上げていくためには、時間をかけて、しっかりハード面でも整備を

していくというのは必要なものであると考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 防災拠点の役割が、一時的に避難をする場所を確立する必要があるのかないのかだと思います。

例を言いますと高沢小学校、防災拠点として体育館、改修をされております。あくまでも避難所として、一時的に5日間。

村長の防災拠点の考え方は、そこに1か月、あるいは家が被災された方達が入る防災拠点という考え方なのか。これの災害を受けて、一時的に避難をされて、それからそれぞれ親戚とかいろんなところに行かれたわけですね。それを、時間とともに、県・国の支援の下に仮設住宅ができてというのが一連の流れなわけで、その防災拠点の役割、防災拠点というのは何を果たすべきの防災拠点の施設なんですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

基本的には、災害があったとき、災害が起きるとしたときに避難のできるような場所ではないかと考えております。

令和2年の災害はあまりにも甚大な被害でしたので、渡の運動公園に300人、400人という方が避難をされてまいりましたけども、ふだんは、それまでも、それから災害の前後を考えてみましても、数十名とか100名くらいの方が避難をされるような場所でございます。ですから、渡の運動公園というのは車で避難をしていただければ、そういった、しっかりした避難場所になっていくものと考えております。

そして、防災の拠点、広く言いますと、先ほど言いましたように本当に大災害のときに、いろんな人が来て活動ができるような基地という役割もあるかもしれませんが、先ほどの繰り返しになりますけども、球磨村ではそういう場所はございません。ですから、これこそ近隣の市町村と連携を取りながら、これはもう今から必要なことだと考えておりますので、そういったところも含めたところでしっかりと防災の拠点については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 認識というか、言えばあの災害で、あの自衛隊とかという人達が、あそこの総合運動公園を拠点として、今考えていることというのは、その機能が低下してはならないように進めなければいけないわけなんですよ。機能が低下したらいけないわけなんです。

ということは、防災拠点という箱物よりも、いかに迅速に被災者あるいは被災状況を把握する、

そういう連携の下でしないといけないわけですよ。そこを広域として——もちろんそこが大事なことだと思うんですけど、機能が低下するわけですよ。ない。しない。じゃあ、どこにヘリは球磨村は降ろすんですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

先ほど総務課長の答弁にもありましたように、グラウンド仮設3列目までを今回改修をさせていただいて、今考える中では3列目よりも山側といいますか、向こうは将来的には解体をさせていただく予定としております。ただ中には、村内であれを移転して活用するというのも、今後は考えていかなければいけないとは思っておりますけれども、基本的には解体をして、あそこは更地になります。

ですから、そこをヘリコプターの基地として、ヘリポートとして活用する。前回のようにも2台も3台も一度に離着陸はできませんけれども、1台ずつやれば十分対応できる広さがあると思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 防災拠点として、一時的に来られた方を雨をしのいだりという、その目的のための部分というのは理解をしています。

もちろん、これまで議会は、そういうところも含め権限代行の中で、排土の場所を含めた新たな拠点整備をしていって、近江原一帯をきちっと整備をするという方法もあるんじゃないかという話を、ずっとしてきているわけなんですよ。

そういうのは抜きにして、考えは、住まい、あるいは代替地として限定された土地をやっていくという方針でこれまで来られています。もちろん議会の中では、そういう場所的なものが不足しているから、新たな拠点整備の一つとして、新たな土地に整備をしていけばどうだろうかという話もこれまでしてきているわけなんです。

村長が描く災害に強い村づくり、その方向でいくということで理解をいたしました。

別です。もう一点いいですか。12ページ。庁舎の屋上に太陽光がついております。今回、被雷をしたということで撤去になっております。これ、費用対効果はどのように検証をされましたか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 庁舎上の太陽光パネルにつきましては、平成28年2月に設置したものでございます。総事業費としては2,200万程度かかっておりまして、5年もたずにとということになります。

今回、故障したのが原因といたしまして、令和2年7月豪雨のときの雷、落雷があったことが確認できたということで、その際に太陽光パネルの異常電圧が発生したということで、それ以降動いておりませんでした。

業者ともいろいろと連絡を取り合っておりましたけれども、メーカーのほうにも相談したところ、修理費用が高額になるということもございまして、今回、脱炭素先行地域事業の中で、庁舎上には太陽光パネルを増設しようということで動いておりましたが、そういったところも踏まえて、今回もう撤去してしまっていて、新たに設置をするということにしております。ですので、費用対効果としては非常に低かったんじゃないだろうかというところで考えております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） これ、多分、設置するときにも補助を使ったと思います。今回もまた、そういうリスクがある中で脱炭素先行地域事業を活用してと、またこれを大きく、今まで以上につけるといことなんですけど、その対策も含め、あるいは今回の補助を活用してといことなんですけど、どのくらいの事業費になるんですか。

もう一つ、いいですか。結局、2,200万をかけて5年もたずに、今度は自主財源の中で撤去費用100万円かかっているわけなんです。恐らく増設すると2,200万じゃ足りないわけですね。その状況で、検証の中で効果があまり見込めなかったという結果があるにもかかわらず、増設という考え方がどうなのかなと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 脱炭素先行地域の事業につきましては、村は国から補助金を受けて、事業者に補助金を出すという流れになっている中の、今回は球磨村森電力のほうに補助金を出して、設置者は森電力が設置をします。ですので、イニシャルコスト、ランニングコスト、全て球磨村森電力が持つということになります。村は、そこから電力を供給してもらうというだけですので、今後かかる費用といたしましては球磨村森電力のほうで持つということになります。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。今のにちょっと関連してお聞きをしたいと思います。庁舎の太陽光が壊れたので撤去をしますということなんですけども、将来的には球磨村森電力のほうに設置をしていただくということなんですけども、なぜ、前もって撤去が必要なのか。設置するとき撤去工事も併せてやってもらったほうが経費は多分かからないと思うんですけども、前もって撤去する必要性をお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 現在は村の財産ということになりますので、村で撤去するというようにしております。今おっしゃったとおり、設置のときに併せてできるようであれば安く済

む可能性もございますので、その辺も踏まえて、そっちのほうの方が有利であれば、そのようにさせていただきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 普通、家でもそうですよね。撤去工事、新設、同じ業者さんがやるのが大体流れだと思いますので、森電力さんのほうで設置をされるということは、当然、撤去のノウハウもあるんだと思いますので、その辺をしっかりと、少しでも経費を少なくするような発注の仕方、事業の進め方をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 12ページの、先ほどの高澤議員の質問と関連しますけども、渡の総合グラウンドに防災拠点を整備するということにつきましては、いろいろ話題にありましてとおり、絶対今のといいますか元の機能よりも高度な、より対応ができるような施設として整備をしていただきたいというのは、もうこれは当然のことでございます。

しかし、考えてみますと、令和2年7月豪雨災害があつて、ちびっこ広場のところに災害公営住宅エスペランサ桜峯ができて、芝生広場には災害公営住宅ができて、言わば子どもさんが遊ぶ場所、高齢者の方が憩いの場として利用できる場所、さくらドームはありますけども、ほかにも旧渡小学校のグラウンドとか、「かわせみ」のグラウンドゴルフ場とかいうところがごとく形態が変わってしまひまして、高齢者の方々が、今現在ゆっくり時間を楽しみながら生活できる場所というのが少なくなつてきております。

ですので、今回、この防災拠点の整備もそうなんですけども、以前から村長言われておりましたように、災害からの復興が進めば、さっき言ったような高齢者の方々が憩いの場所のようなところを、例えば渡小学校跡地に整備するとかいうような話もありましたが、今回のこの防災拠点整備計画の中身で、言わば今後の一環といいますか、村民の方々が利用できるようなものの整備計画を含めて、関連性、継続性、一貫性を絡めて整備計画をしていただかないといけないと思つています。その点につきましてはどうでしょう。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

あの災害以降、宮本議員が言われるように、子ども達、そして高齢者の皆さんがそうやって集える場所等が少なくなつてきているというのは、本当に申し訳なく思つていらっしゃると思います。これから、先ほど言ひました渡運動公園のいろんな設計、そして遊水地内、そして渡小学校の跡地でありますとか、その辺でそういった機能を賄える、今まで以上にしっかりしたものを整備してまいりたいと考えております。

ただ、時間がかかりますので、それまで。住民の方にはご苦勞をかけますけども、お待ちいた

できればと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） すいません、審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前10時55分休憩

午前11時01分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

宮本議員。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 先ほどは、ちょっと声が聞き苦しくて申し訳ございませんでした。

先ほどの質問に継続してなんですけども、今回は防災拠点の整備計画ということについてなんですけども、先ほどちょっと村長に質問しました内容で、言わば今後の村民が憩いの場所として使えるような場所について、関連性を持っていただきたいということなんですよね。今回は、防災、復旧・復興の流れの中で取り組むべき重要な懸案だということは分かっておりますが、この整備計画の中で、他のいろんな整備をすることに対する関連性、一貫性を持った考えでこの計画を立てられるのかということについて質問をいたします。よろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

先ほど私が申しました3か所につきましては、それぞれに個別のといいますか、機能を持たせるように、同じようなものがないように、そういったところはしっかり考えながら計画を立てたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。12ページ、同じことでまた言いますけれども、まず財産管理費の需用費200万。これで、一応提案理由のところでは、詳細な設計により積算を行った結果、関係経費が増加することになったため補正すると書いてありますけど、詳細な設計による積算をちょっと教えてください。

それと太陽光の件ですが、太陽光の件ではもう度々雷によってというふうにありますけども、その工事をするときに避雷針なんかはつけないんかどうかも尋ねます。

それと、やっぱり12ページの工事請負費の公有財産関連工事、これの内容を詳しく教えていただければと思いますし、それと同じく12ページの委託料の委託先と、内容は先ほど聞きましたけども、委託先を教えてください。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） まず財産管理費の修繕料でございますけれども、これにつきましては村有施設であります、これはせせらぎのろ過器等の経年劣化による修繕と、あと附属部品等の修繕等を積算して200万円を計上しております。

それから、情報通信施設管理費の253万円の工事請負でよかったですかね。これにつきましては、かさ上げ工事等に伴いますところの電気通信線路、これは共架されておるような電気とか電話等のものも含まれますけれども、これの工事に伴います工事請負というふうになっております。

（発言する者あり）すみません。工事請負につきましては、電気通信線路の移転等に関する工事というふうになっております。

災害対策費の業務委託料ですけれども、これは、この補正予算が通りますと、その委託先について決定するようなことになろうかと思えます。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 失礼しました。業者ではなくして、どういった業者にとということですかね。これは測量会社等になろうかと思えます。測量会社になろうかと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 避雷針につきましては、設置してあるかどうかというところまでは把握しておりません。今回、設置するに当たり、避雷針が有効であるならば、森電力のほうにも提案していきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 先ほどの修繕費の件ですが、これではグラウンド仮設団地の改修についてというふうに書いてありますので、せせらぎは入っているんですか。せせらぎの話を。それと、この修繕工事は4,600万の木造改修とは関係ないんですか、仮設団地の分で。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 先ほど申しました修繕料200万につきましては、今回の補正予算のほうに計上しております分が、ほかの修繕等に、せせらぎとか、そういったところの修繕になっております。4,600万の木造仮設住宅改修工事につきましては、これが芝生広場及びグラウンド仮設住宅3列目までの内装であったり外壁工事、こういったものの計上を当初9,900万組んでおりましたけれども、その増額分ということになります。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 災害復旧費。17ページの松舟橋と思えますけれども、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 災害復旧費で上げております工事費につきましては、今議員言われました松舟橋だけじゃなくて、ほかの路線、箇所もございます。今質問がありました松舟橋につきましては、当初、今年に竣工する予定でございましたけれども、部材、材料等の納入に時間を要しております、これが来年まで延長せざるを得なくなりました。現在、橋の上部工に取りかかっており、その上部工ができましたら、簡易水道を今は切り回して迂回をさせております。その簡易水道の配水管も橋梁のほうに添架する計画としております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 発注も遅れましたけれども、業者はいないということで始まってから、梅雨時期がまた3か月ぐらい仕事がされません。図面は1つのたたき台として、床掘りをしてみればいろんな障害物が出てきます。10月ぐらいには桁も架けるという説明を受けておりました。けれども、なかなか構造物ができなかったということは承知しております。現在、大体12月ぐらいには竣工と私達も聞いておりましたけれども、できないということで、今月の15日ぐらいは橋桁を架ける——もう上部工はできております。橋桁を15日ぐらいに架けて、工期が2月ですので、来年の3月はもう竣工になるということで、施工業者からは、班長さん、区長さんにも説明を頂いております。橋桁が架かってから12月の正月には歩道ぐらいは造って通るようにするというのを聞いております。これから年末、年度末と工期が迫っておりますので、どこの建設業も一緒だと思いますけれども、事故のないようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ちょっと確認をさせてください。先ほどの太陽光撤去費は、村で保険を掛けているのは適用外なんですかね。確認はされておりますか。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 議員言われるとおり、保険等につきましては、村有財産等について賠償保険等に加入するわけですが、この部分はその保険の対象となっていたかどうか、ちょっとこれは確認させていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） こういう予算を組む中に協議をされると思うんですけど、自治会保険で対応できないのかなとか、一般私達が付けとって、どうにか保険に適用するようにとか工面するわけなんですよ。附帯設備なので、恐らく該当するのではないかと思うんです。これは聞いてみないと。

なぜかという、渡小学校の解体、これにおいても、2年間ずっと置いていたんですよ。実際には自治保険に該当して、共済金が出るというのがあったにもかかわらず、それを聞かないままに、2年間そのままだったですよ。そういう反省点があるにもかかわらず、今回、自治保険のところ、どうなんですか、被雷して使えない。これ、先ほど言ったように、機能は3年前に止まっていたんですよ。3年前に太陽光をつけっ放しで、機能もしていないのに、言わば自治保険に入っているから、それが該当するか該当しないかというそのものもせずに、今回、恐らく森電力さんの流れの中で、脱炭素事業を使って新しいものをつけます。今後は電気を供給していただいて、村が森電力さんに電気料を払いますという仕組みづくりができたからこそ、今回解体に至ったんだろうと思うんですけど、なぜ、そこを誰も課長さん達は気づかれなかったんですか、村長。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今議員が言われるように、今回は恐らく気づかなかったんだろうと思います。総務課長が言いましたように、しっかりと確認をして、また議会のほうにはお伝えをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第63号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第63号令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第64号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第64号令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第65号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第65号令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。村長から、令和5年度球磨村一般会計補正予算について、追加上程の申出があ

っております。これを日程に追加し、上程したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。議案第66号を日程に追加し、追加日程第1として上程することにしました。

追加日程第1. 議案第66号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） それでは、追加日程第1、議案第66号令和5年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第66号令和5年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算成立に伴い、物価高騰の影響を受けている村民や事業者に対する支援を行うための補正でございます。

歳出からご説明をいたします。

予算書7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費では、特用林産物種苗購入費の補助を行うとともに、商工業者に対する支援金を給付いたします。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、令和4年、5年から続く第3弾分となります。くらしの応援商品券事業に係る予算を計上し、1人当たり1万円分の商品券を配付することで、物価高騰の影響を受けた村民や事業者に対し支援を行います。

加えて、国、県の交付金を活用し、LPガス使用世帯への追加支援及び物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担を軽減するため、令和5年度の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円の追加給付を行います。

また、事務局費では、義務教育学校へ入学及び進学時の準備に係る保護者の経済的な負担を軽減する目的で、入学前に3万円、そして7年生への進学前に5万円を給付する補正を計上しております。

歳入につきましては、国県支出金を事業費に合わせて補正するとともに、普通交付税と繰越金を追加しております。このようなことから7,845万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億3,352万3千円とする予算を編成したところでございます。

国は、今般の総合経済対策において早期執行を掲げていることから、総務省より年内の予算化について要請があつていることを踏まえ、追加上程をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案の理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

す。

ご審議をお願いします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 全協の折に内容を説明いただきました。特用林産物のシイタケ駒等々の購入費助成、これ説明では、趣旨、それぞれの物価の高騰に伴うという話がありました。この内訳の中には新型コロナウイルス感染症の中に入っておりますが、特用林産物の660万は、これ下の2番の物価高騰対応重点支援ではないですか。これはコロナ感染とシイタケ駒の、この表示で間違いなければ、新型コロナウイルス感染症のこういった部分でシイタケ菌の助成になるのか、これちょっと説明をいただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中にも、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というメニューがございますので、そちらのほうで対応したいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） いろんな支援をするということは大変いいことだと思います。

ちょっと気になっているのが、先ほどの補正予算の中に、児童福祉総務費、保育所の物価高騰対策支援補助金14万円が計上してあります。もちろん、保育園に対する物価高騰に対する支援だと思います。これは2つの保育所という形になると思うので、7万円程度。一勝地こがね保育園は地域食堂をされております。活発に今、月に1回程度30人から40人ぐらい参加をされて、非常に事業として頑張っておられるなというふうに思いますが、この地域食堂にも、私達9名、米を提供いたしました。これに、担当課長を含め、村長は参加されたことありますか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

私は、社会福祉協議会が関わっておりますので、話はずっと聞いておりますけども、実際に参加したことはございません。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 保健福祉課では管理栄養士あたりが現地に出向いて、子ども食堂の中で一緒になって料理の提供の中に関わったりしたケースがございます。

事業があったときには、保健福祉課のほうにも写真と参加者の名簿、そういったものを報告していただいております。私も、まだその会の中には参加したことはございません。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今回、この物価高騰対応重点支援地方創生事業費は、各課に、何かないかということで多分流されたと思います。確かに、項目の中でそれぞれ支援をするという、

これ以外に、そういうのに気づくか気づかないか。各課の中で、せつかくこういうふうにあるにもかかわらず、私は、この地域食堂運営というのは、非常に地域のコミュニティ、それぞれの地域の方々が月1回集まって、せつかくやっておられる事業に対して気づかない、あるいはこういう支援策を打ち出さないというのはいかがなものかと私は思います。せつかく国の補助があるわけですので、14万円以外で、やっぱりこういうところで支援の拡充というのは必要だろうと私は思います。

ぜひ、そういうところに、単独で事業を行うところにおいては積極的に支援をするべきだろうと私は思いますので、今後、この地域食堂に限らず支援をしていただきたいと思いますので、村長いかがですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

先ほど申しましたように、これは社会福祉協議会も関わっておりますので、社協、そして村と、今後どういうことができるのかというのは、しっかりと考えてまいりたいと思います。

そして、本当に今、だんだん参加者も増えて、今言われるように30人ぐらいは毎回来ていただける状況でございます。そういったところも含めて、しっかりと考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 子ども食堂への補助金ですけれども、9月の定例会の補正予算の中で県のほうから補助金がかかるようになりまして、1施設当たり21回以上、15万円ということで予算を組ませていただいております。

こがね保育園のほうからは報告を頂いて、今後実績に基づいて補助金の交付をしたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 同じように7ページの特用林産なんですけれども、説明いただきましたので、内容については確認といたしますか、分かりました。

今回、コロナ対応ということで、この予算を有効利用して、特用林産に関わる方々に助成をするということで、これに特化した助成ということで、2分の1助成、補助ということはありませんかと思っております。

しかし、要綱のことについて、全協のときにお伺いしましたが、別に要綱を定めて、このコロナ対応での補助ということで対応するということがあったわけですね。それと比べて、従来から展開されております産業振興補助金のほうなんですけれども、これがもう以前からずっと3割で、これをもう少し助成金を上げて、いわゆる補助率ですね、上げてもらいたいというのが、今まで

の議員の中からでもたくさん出てきたと思います。

この産業振興補助金については、近隣の市町村は多分もう50%助成をしていると私は把握しておるわけなんですけども、全般的な村の農林業の振興の中で、今言われましたように、いろいろ肥料とか資材なんかが高くなっているというのは全般的な話でございますので、農林業の振興の中で、この産業振興補助金の見直しというのは、この機会に大きく検討してもらいたいと思うんですけども、担当課長、村長、見解をよろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、毎床貴哉君。

○産業振興課長（毎床 貴哉君） ただいま宮本議員からお話がありましたとおり、産業振興対策事業補助金につきましては、基本的には補助率といたしましては20%から30%というようなところ、またはそれに対しまして上限を設けてというようなところで、一時期、令和3年度には要綱改正をすると同時に上限の見直しを図ったという経緯がございますけども、宮本議員が言われますとおり、確かにそれ以前からと、また、今の状況というのは大きく市場のほうも変わっていると思っております。

そういうことで、今回は特用林産というところで、これも以前から資材が高騰していると、価格は上がっているというようなところで、今回、予算を計上させていただき、補助率を上げまして計上させていただいておりますけども、議員がおっしゃられますとおり、産業振興対策補助事業の見直しはやっぱり必要かなというふうに、うちの担当課、係とも協議をしながら考えているところがございます。それにつきましては、また今後、そういった市町の状況も鑑みながら補助率の改正等も図っていきたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、担当課長からもありましたように、この補助率の見直しというのは必要な部分もあるのかなとは思いますが、全部一遍に上げるとかではなくて、その時その時で球磨村のそういう状況というのがあると思っておりますので、しっかりその辺を精査した上で、農業者の皆さん方からいろんな意見を聞きながら、必要なときには必要な部分を上げていくというか、そういったふうなやり方ができればと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 教育課長がこっちを見てきょろきょろしておりますんで聞けというひとでしょうか。

私の記憶が、すいません、ほかの議員さんの一般質問のときに、この1年生と7年生に3万円と5万円をするということで、物価高騰に伴うというような説明をされたんじゃないかなと思ったかと思

うんですけども、この予算書を見れば一般財源で、今度、国から来ます1,700万のあれではなく、別枠じゃないということですけども、これのほうがいいと思います。

というのが、来年度が開校するので、その1年生と7年生にやると言われるけれど、次にはまた、ご入学されますので、これを恒久的にやっていかないと、そのときそのときで終わってしまえば意味がないだろうなと思っておりますので。しかし、そのときにはしっかりとした財源の確保が必要だろうと思いますので、そこも含めて、教育課長でも村長でも結構ですけども、すいません、私の聞き違いだったかなと思って、物価高騰の支援でというときに、何かそういうのをしたものですから、確認ですけども、よろしく。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

一般質問の答弁の中でもちょっと申しましたけども、今回はこの予算の中で組ませていただきましたけども、これは単発的なものではなくて、今後、恒久的なこういう事業ということで考えております。ですから、来年度からはしっかりとした予算、財源というのは考えていかなければいけないというところですけども、今のところ、いろんな思いはあるんですけども、ふるさと納税でございませうとか、いろんなところがございませうが、その辺は今からしっかりと考えてまいります。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） やっぱりそういう財源も、ふるさと納税だったり、人づくり基金とかいろいろありますので、そういうのを活用されてしていただきたいと。

各課長さん方に、私、ひとつお願いなんですけども、こうやって来ますよね、こういう国の事業で、非課税世帯は国の事業ではこう使いなさいとありますけども、コロナウイルス交付金だったり、物価高騰重点、来ますでしょう。そういうときに、こういうのが先ほどもあっておりますけども、このように使えば、今、本当に農業者の方だったり、いろんな人が喜ぶよというのを常に考えておかないと、すぐすぐ出せと契約が来ますから、書類を作成して出せというようなのが来ますでしょうから、常に各担当の課長さん方は、常日頃から、こういうのに使えばいいよね。こういう事業が来たときに使えばいいよねというのを、ぜひアンテナを高くしていただいて、今、議員からもいろいろありましたので、そういうのを踏まえた上で、ぜひ事業に取り組んでいただければなと思っておりますので、村長、副村長、政策審議監の監督の下、よろしく願いをしたいと思っておりますので、課長さん方よろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 同じく7ページですが、先ほど全協のほうでもLPガスの使用料

支援補助金の説明ありました。その中で、1戸当たり4千円ということでした。これを見ますと、割ってみますとというのもおかしいけど、1,304戸の分の計算でいいんですかね。

そして、それはどういうふうにして、この521万6千円が出たのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今回の予定でいきますと1,000世帯のところでは計画をしております。これに伴います事業費が400万と、事務費が121万6千円のところで予算を計上させていただきます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） それだったら、もう大体調べてあるわけでしょう。LPガス使用世帯というのを。全体で300万、そして事務費なんかでと言われましたけれども、先ほど嶽本議員も言われたとおり、ああいうケースが出た場合はどんなふうになるんですか。聞いていらっしやらなかった。

世帯に対してでしょう。使っているけれども、支払者に対しての補助金でしょう。だから、支払いされていても使っている人は別というところの世帯、さっきちょっと話が出ましたが、そういうのはどんなふうになりますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） この世帯につきましては、県のLPガス協会では把握しております契約者の方に対しての助成ということになっておりますので、その契約者の方に対しましては網羅されているというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 極端に考えた場合に、契約者のほうから、使っている方は別として、その補助が来たら、もらいなさいというような感じで受け取っていいんですか。契約者に払われるわけでしょう。使っているところは違っていても、契約者からもらうというようなことでもいいんですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 申請の手続がそうになっておりますので、そういうふうになるかどうかと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 議案第66号なんですが、1点だけお尋ね。

商工業の物価高騰による事業者への負担、1経営あたりに5万円ということで、全協のほうで100社ぐらいあるというふうにおっしゃったんですけど、その100社について職分けという

んですか、1経営当たり、お店が何社で大工さんが何社とか、そういうのが分かれば教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） まず対象が球磨村商工会員、もしくは村内で商工業を営んでいる経営体と考えているところで、まず商工会会員が60足らず、あと、会員以外で20ぐらいがいらっしゃるだろうというところの予想で、まず80ぐらい。あとそのほか、例えば一人親方さんとかも該当するんじゃないだろうか、ということもありますので、今回は100経営体というところで見込んでいるところです。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 先ほど永椎議員が言われた入学・進級準備給付金、一般財源からというところで、非常に保護者の方々も喜ばれるだろうというふうに思います。

私の一般質問の最後にお話をさせていただいて、せっかく村長が手を挙げたのに私が切ってしまいましたので、非常に申し訳なかったなと思います。

これを恒久的にというお話の中で、スタートをする段階で、一般質問でも言いましたように体操服、令和6年の4月に新しく変えるということで、これは球磨中学校の体育の先生、球磨中学校で新しいものをやっていくと、決めていくというところではありますが、これにおいて間に合うのかどうかも含め、恐らく上下合わせて7,800円ぐらい、金額的に。生徒、児童を合わせても、それほど金額的に上がらないだろうと思います。これ準備金として、一般財源からですので、村長がどういうふうに思われるのかも含め、保護者としても全体的に支援をしていただければ、非常にいいスタートが切れるのかなというふうに思いますので、村長、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今回、準備金という形で3万円と5万円と決めさせていただきましたけども、これは、これまでいろんな方から頂いた意見を基に、教育委員会、そして執行部の中で考えた結果、これが一番いいんじゃないかということで、これは恒久的な、ずっと続くものでございますので、これでいいということで決めさせていただきました。

ただ、今回、体操服ということで、体操服の話は全く出ていない状況の中で、昨日、高澤議員の一般質問の中で初めて聞きましたので、今どうのというのは、はっきりした答えはできませんけども、体操服を、例えば今回、新しく開校するときだけでいいのか、それをずっと続けなければいけないのか、そういうのもいろいろあると思いますので、そこはしっかりと検討した上で決めなければいけないことだろうと思います。今回は検討させていただくということで答えさせて

いただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） もちろん、この体操服に関しては恒久的ではないものだと、私は思っております。

新しいものを着て、義務教育学校でスタートする上で、古いもの、大きいものを譲り受けてということができないわけで、これを支援する、もう全部そろえる。そろえれば、次回以降は先輩の服を譲ってもらうということも可能だと思います。

そういった面で、これは恒久的ではないものでいいというふうに私は思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議員派遣について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議員派遣を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第9. 閉会中の継続調査について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、閉会中の継続調査を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第73条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議での議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

令和5年第9回球磨村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員